

## 千葉県循環器病対策推進協議会運営要綱

## (目的)

第 1 この要綱は、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成 30 年法律第 105 号) 第 11 条に規定する都道府県計画である「千葉県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の策定、推進等に関し、必要な協議を行うことを目的とし、「千葉県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という)を置く。

なお、協議会は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

## (組織)

第 2 協議会は、次の各号に掲げる者 20 名以内で組織する

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者又はこれらの者の家族・遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者

## (会長及び副会長)

第 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

## (部会)

第 4 協議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げ

る事項を協議する。

脳卒中部会	計画のうち脳卒中に関する事項
心血管疾患部会	計画のうち循環器病に関する事項

- 2 協議会は、前項の事項以外の事項を協議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名した者とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。  
なお、部会長に事故があるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他協議会及び部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月 日から施行する。

千葉県循環器病対策推進協議会委員名簿

選出区分		所 属	役 職	名 前
(1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者又はこれらの者の家族・遺族を代表する者	1	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会	理事長	本宮 敏雄
	2	日本心臓ペースメーカー友の会千葉県支部	支部長	武山 忠孝
(2) 救急業務に従事する者	3	千葉県消防長会	会長	中村 由明
	4	日本医科大学千葉北総病院	院長	別所 竜蔵
(3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者	5	国立病院機構千葉医療センター	脳神経外科	小林 英一
	6	千葉県救急医療センター	副院長	古口 徳雄
	7	千葉大学附属病院	循環器内科教授	小林 欣夫
	8	帝京大学ちば総合医療センター	副センター長	中村 文隆
	9	千葉大学附属病院	心臓血管外科教授	松宮 護郎
	10	成田リハビリテーション病院	院長	小林 士郎
	11	亀田総合病院	循環器内科主任部長	松村 昭彦
	12	千葉市立海浜病院	小児科部長	立野 滋
	13	千葉県看護協会	会長	寺口 恵子
	14	千葉県医療ソーシャルワーカー協会	会長	浅野 慎治
	15	千葉県介護支援専門員協議会	理事	大上 道子
16	千葉県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連携推進会議	副会長	田中 康之	
(4) 学識経験のある者	17	ちば県民保健予防財団	常務理事	角南 祐子
(5) その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者	18	千葉県医師会	副会長	金江 清
	19	市原市国民健康保険課	保健師	大野 カンナ